



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

822	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
823	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(").....	2
824	"	(").....	2
825	"	(").....	3
826	"	(").....	3
827	"	(").....	4
828	"	(").....	4
829	"	(").....	5
830	"	(").....	5
831	"	(").....	6
832	生活保護法による指定施術機関の廃止	(福祉保健総務課).....	6
833	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	7
834	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更	(").....	7
835	橋本市吉原土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	7
836	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	8
837	保安林の指定予定の通知	(").....	8
838	"	(").....	9
839	基本測量の実施	(技術調査課).....	9

○ 警察本部告示

3	随意契約の相手方の決定	9
---	-------------	-------	---

○ 諸報

平成24年度行政書士試験の実施	(財団法人行政書士試験研究センター).....	10
-----------------	-------------------------	----

告 示

和歌山県告示第822号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年8月27日まで縦覧に供する。

平成24年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成24年6月26日
- 2 名称
特定非営利活動法人由良わくわく塾
- 3 代表者の氏名

藤田富三

- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県日高郡由良町大字中257番地の1

- 5 定款に記載された目的

この法人は、由良町民及び周辺地域住民に対して、地域経済の活性化を図る様々な事業を行い、由良町の地域づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第823号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年8月15日まで縦覧に供する。

平成24年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成24年6月15日
- 2 名称
特定非営利活動法人心のSOSサポートネット
- 3 代表者の氏名
東睦広
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市冬野1045番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、我が国における自殺率の高さを危惧し、今まさに自殺の危機にある人々を早期に見つけ、援助していく効果的な方法を開発、実践し、より洗練された支援に発展させるために設立する。自殺は決して個人的な自由意志や、崇高な目的による場合も肯定されるものではない。自殺は様々な悩みにより心理的に追い込まれ、苦悩し、自己を傷付け、死という選択しか残らなかった結果である。心理的に追い込まれる原因には①癌のような治りにくい病気に罹患するなどの「身体的健康問題」②経済的破綻、失業、多重債務、長時間労働、近所づきあいや職場内の人間関係における共感性の希薄化などといった「社会的問題」③老老介護、看病疲れ、親子・夫婦関係の軋轢といった「家庭問題」④当事者本人のストレス耐性、性格要因、死生観などがある。

さらに重要なことは、このように心理的に追い込まれ、自殺を考えてしまう人々は気分障害、統合失調症、アルコール依存症などの精神疾患に罹患していることが多い。これらの疾患があると冷静な判断ができなくなる。たとえば「自分のためにみんなが不幸になる」などの罪業妄想をもつ、大うつ病エピソードではみんなの幸せを守るために死を選んでしまう。

自殺を予防するには精神保健の普及および啓発をはじめ、様々な達成課題が残されている。適切な相談・援助を受けることなく自殺既遂してしまう精神障害当事者が適切な時期に保健・医療制度を利用しただきやすくし、その命を守ることに寄与することを目的とした活動を中心に展開していく。その実践において明らかとなるリスクファクターに対してもより柔軟な対応を行うことも予定している。

和歌山県告示第824号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え

置いて、平成24年8月21日まで縦覧に供する。

平成24年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月21日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山ケアマネージャーの会

3 代表者の氏名

市原正登

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市舟津町三丁目32番地の3 パレ・ロワイヤル舟津1階

5 定款に記載された目的

この法人は、地域利用者に対して、住み慣れた社会において安定かつ充実した日常生活が継続できるよう、専門職と地域ボランティアによる総合的なネットワーク作りと、質の高い福祉サービスの提供に関する事業を行い、自立共生社会の構築と地域福祉の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第825号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年8月22日まで縦覧に供する。

平成24年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月22日

2 名称

特定非営利活動法人海の杜Buddy

3 代表者の氏名

中塚茂巳

4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡白浜町椿659

5 その他の事務所

大阪府大阪市浪速区日本橋5丁目7番24号

6 定款に記載された目的

この法人は、児童養護施設を退所した児童や不登校・ひきこもりの児童を中心に、心豊かにたくましく成長し自立した生活が送れるよう、住居の提供から職業訓練等まで幅広く支援するとともに、子どもを支える保護者や地域住民のための子育て支援に関する活動を行うことを通じ、もって子どもの健全育成を主とした地域福祉の充実に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第826号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年8月22日まで縦覧に供する。

平成24年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月22日

2 名称

特定非営利活動法人くちくまのクラブ

3 代表者の氏名

山中善道

4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1361番地の2

5 定款に記載された目的

この法人はすべての人々が、スポーツ・レクリエーション・文化・教育・その他ボランティア活動に親しめる環境づくりを行い、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」を基本理念に健やかに暮らせるための人づくりや地域づくり、公益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第827号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年8月27日まで縦覧に供する。

平成24年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月25日

2 名称

特定非営利活動法人コミュニティネット

3 代表者の氏名

北村由明

4 主たる事務所の所在地

和歌山市黒田279番地4

5 その他の事務所

和歌山市三葛528-1

6 定款に記載された目的

この法人は、地域社会から全世界市民に向けて双方向による災害救援、環境、情報化社会の発展、経済活動の活性化などについて通信・放送推進に関する事業、介護保険法・障害者自立支援法に基づく介護サービス事業等を行い、社会の発展に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第828号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年8月27日まで縦覧に供する。

平成24年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月26日

2 名称

特定非営利活動法人日本自然環境学習センター

3 代表者の氏名

松本三芳

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市松江北六丁目8番30号

5 定款に記載された目的

この法人は、小中学生及び心身障害児に、自然と有機農業体験等を通じて環境との共生を体験学習させることにより健全育成を行うと同時に、高齢者の積極的参加による世代交流を深めることに関する事業を行うことにより、環境保全と循環型社会の構築を通じて地域の活性化と新しい生活文化を創造することを目的とする。

和歌山県告示第829号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年8月27日まで縦覧に供する。

平成24年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月27日

2 名称

特定非営利活動法人きのくに子どもNPO

3 代表者の氏名

土橋登世子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市福島487番地

5 定款に記載された目的

この法人は、児童の権利に関する条約の精神に基づき、すべての子どもに対し、豊かな生活体験・芸術体験を提供する事で、子どもの発達・成長をサポートし、また、子どもの社会参画の機会の拡充を図るとともに、子どもたちの生活及び文化環境の向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第830号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年8月27日まで縦覧に供する。

平成24年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月27日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山自立支援センター

3 代表者の氏名

栩原吉教

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市今福二丁目7番21号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害があるということだけで、働く能力があるにもかかわらず本人たちに適した訓練を行う場所が少ないために、就労する場所や能力を發揮することができない人たちに対して、就労するための訓練や就労先を確保する事業を行い、障害を持つ人たちの自立と社会参加の支援・地域住民との交流に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第831号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年8月27日まで縦覧に供する。

平成24年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月27日

2 名称

特定非営利活動法人夢咲輝ネットワーク

3 代表者の氏名

口井倫子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市中万呂863番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、「地域とともにかがやく」をスローガンに、紀南を中心としたあらゆる市民を対象とし、世界文化遺産にふさわしい地域づくりを推進するため健康と福祉のサービス活動を通じて、ふれあい社会の構築に努め、安心して暮らしていくことのできる、いきがいのあるまちづくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第832号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田あ 7-25	谷瑞穂	谷鍼灸院	田辺市下屋敷町81-2	平成 23. 2. 1

和歌山県告示第833号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成24年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3050100 324	なのはな・きつず	和歌山市善明寺 654-13	児童発達支援	有限会社プラン ニング守山	和歌山市木ノ本 76-76	平成 24. 7. 1	平成 30. 6. 30
			放課後等デイサービス				
			保育所等訪問支援				

和歌山県告示第834号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院	和歌山市木ノ本93-1	医療機関の住所	和歌山市古屋435	和歌山市木ノ本93-1	平成 24. 6. 22

和歌山県告示第835号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により橋本市吉原土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成24年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成24年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	松岡茂夫	橋本市吉原849番地
理事	西川昌次	橋本市吉原700番地
理事	田中好行	橋本市吉原559番地
理事	西川三千治	橋本市吉原708番地
理事	山田信作	橋本市吉原619番地
理事	美濃喜代隆	橋本市吉原758番地
理事	安川善久	橋本市高野口町応其328番地
理事	西川幸宏	橋本市吉原569番地
理事	吉田敏郎	橋本市吉原761番地の8
理事	吉田弘	橋本市吉原338番地
理事	吉田信弘	橋本市吉原226番地

監事 小嶋永二 橋本市吉原491番地

監事 田中齊 橋本市吉原630番地

2 就任した役員（平成24年4月1日就任）

職名 氏 名 住 所

理事 松岡茂夫 橋本市吉原849番地

理事 西川昌次 橋本市吉原700番地

理事 田中好行 橋本市吉原559番地

理事 西川三千治 橋本市吉原708番地

理事 山田信作 橋本市吉原619番地

理事 美濃喜代隆 橋本市吉原758番地

理事 安川善久 橋本市高野口町応其328番地

理事 西川幸宏 橋本市吉原569番地

理事 吉田敏郎 橋本市吉原761番地の8

理事 西川元人 橋本市野538番地の17

理事 吉田信弘 橋本市吉原226番地

監事 小嶋永二 橋本市吉原491番地

監事 田中齊 橋本市吉原630番地

和歌山県告示第836号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町水上字虎ヶ峯465の22
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第837号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町本宮字口赤井谷1481の1・1481の3から1481の5まで・1484の1から1484の4まで（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並

びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第838号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町湯峯字八升前217・219・284から286まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字八升前284・286（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第839号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 基本測量（10000レベル空中写真撮影・オルソ作成）

2 作業期間 平成24年6月20日から平成25年3月31日まで

3 作業地域 橋本市、紀の川市、かつらぎ町、九度山町

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第3号

和歌山県警察暴力団情報管理システム構築及び賃貸借業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年7月10日

和歌山県警察本部長 山 岸 直 人

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県警察暴力団情報管理システム構築及び賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年6月21日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

NECAP/NECコンソーシアム

(代表者)

NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区芝五丁目29番11号

(構成員)

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目7番1号

5 随意契約に係る契約金額

71,925,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,425,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

諸 報

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による和歌山県知事の委任に係る平成24年度行政書士試験を次のとおり実施します。

平成24年7月10日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 磯 部 力

1 試験期日 平成24年11月11日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所 和歌山ビッグ愛和歌山市手平2-1-2

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成24年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、(1) アの科目については択一式及び記述式、(1) イの科目については択一式とします。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成24年8月6日（月）から同年9月7日（金）まで

イ 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒を使用し、簡易書留郵便で郵送してください(宛先は印刷されています。)。平成24年9月7日(金)の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書一式(配布期間及び配布場所については、オを御覧ください。)

エ 受験手数料 7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

配布期間 平成24年8月6日(月)から同月31日(金)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズの使用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書して、下記宛先まで郵便で請求してください。(平成24年8月31日(金)までに必着のこと。)

宛先 〒100-8779 郵便事業(株)銀座支店留

財団法人行政書士試験研究センター

(イ) 窓口配布

配布期間 平成24年8月6日(月)から同年9月7日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

配布場所 財団法人行政書士試験研究センター(午前9時から午後5時まで)

県庁市町村課、各振興局総務県民課(午前9時から午後5時45分まで)

和歌山県行政書士会(午前9時から午後5時まで)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関する問い合わせ先は、ホームページに掲載します。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC

(ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

(ア) 平成24年8月6日(月)午前9時から同年9月4日(火)午後5時まで

この出願システムは、平成24年9月4日(火)午後5時で終了します。同日午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 最終日(平成24年9月4日(火))は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先(問合せ先)

財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03(3263)7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方で試験中に特例措置(点字試験を含む。)を希望される方は、申請の手続が必要となります。受験申込みに先立って財団法人行政書士試験研究センターへ必ず御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表日時 平成25年1月28日(月) 午前9時

(2) 合格発表の方法

財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送します。なお、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載します。

また、和歌山県庁北別館2階本館連絡通路に合格者の受験番号を掲示します。